

四半期報告書

(第99期第3四半期)

自 平成27年10月1日
至 平成27年12月31日

E00435

キッコーマン株式会社

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	14
2 その他	20

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月10日
【四半期会計期間】	第99期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）
【会社名】	キッコーマン株式会社
【英訳名】	KIKKOMAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀切 功章
【本店の所在の場所】	千葉県野田市野田250番地
【電話番号】	(04) 7123-5111
【事務連絡者氏名】	総務部長 針場 広幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目1番1号
【電話番号】	(03) 5521-5131
【事務連絡者氏名】	経理部長 神山 隆雄
【縦覧に供する場所】	キッコーマン株式会社東京本社 (東京都港区西新橋二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第3四半期連結 累計期間	第99期 第3四半期連結 累計期間	第98期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 12月31日	自平成27年 4月1日 至平成27年 12月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
売上高 (百万円)	278,095	310,643	371,339
経常利益 (百万円)	19,851	25,676	24,364
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	13,396	17,074	15,382
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	35,081	20,219	41,265
純資産額 (百万円)	232,853	239,995	238,431
総資産額 (百万円)	383,029	385,355	378,766
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	67.97	87.58	78.20
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	67.96	—	78.19
自己資本比率 (%)	60.3	61.8	62.4

回次	第98期 第3四半期連結 会計期間	第99期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成26年 10月1日 至平成26年 12月31日	自平成27年 10月1日 至平成27年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	28.70	33.90

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第99期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績概況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、米国や欧州で回復が続いているものの、中国をはじめとする新興国の減速で、全体としては成長がやや鈍化しております。一方、日本経済も、回復ペースは緩やかにとどまっています。

このような状況下における、当社グループの売上は、国内については、しょうゆ、食品、飲料、酒類共に売上を伸ばし、食料品製造・販売で前年同期を上回りました。海外についても、食料品製造・販売及び食料品卸売事業共に順調に推移し、前年同期の売上を上回りました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の連結グループの売上高は3,106億4千3百万円（前年同期比111.7%）、営業利益は270億9千9百万円（前年同期比132.8%）、経常利益は256億7千6百万円（前年同期比129.3%）、親会社株主に帰属する四半期純利益は170億7千4百万円（前年同期比127.5%）となりました。

<セグメントの業績の概況>

各報告セグメントの業績の概要は次の通りであります。

国内における売上の概況は次の通りであります。

(国内 食料品製造・販売事業)

当事業は、しょうゆ部門、つゆ・たれ・デルモンテ調味料等の食品部門、豆乳飲料・デルモンテ飲料等の飲料部門、みりん・ワイン等の酒類部門からなり、国内において当該商品の製造・販売を手がけております。各部門の売上の概要は次の通りであります。

■ しょうゆ部門

しょうゆは、家庭用分野では「いつでも新鮮」シリーズが「新鮮な生しょうゆのおいしさ」、「鮮度維持」、「使いやすさ」という付加価値が市場に浸透し、店頭販促も強化した結果、順調に拡大を続けました。加工・業務用分野でも売上を伸ばし、部門全体でも数量、金額ともに前年同期を上回りました。

■ 食品部門

つゆ類は、家庭用分野では、新商品の「いつでも新鮮 だし香る贅沢つゆ」が売上に寄与しましたが、夏場の天候不順や暖冬の影響もあり、つゆ類全体としては前年同期を下回りました。たれ類は、主力商品である「わが家は焼肉屋さん」が堅調に推移したことにより、たれ類全体として前年同期を上回りました。「うちのごはん」は、積極的な新商品開発やテレビ広告、店頭販促活動を行い、前年同期の売上を上回りました。デルモンテ調味料は、「リコピンリッチ」や新商品の酸化を防ぐ密封ボトル入りのオリーブオイル等の高付加価値品が伸長し、前年同期を上回りました。この結果、部門全体として前年同期の売上を上回りました。

■ 飲料部門

豆乳飲料は、飲用だけでなくレシピ本を活用し料理用として訴求する等、テレビや雑誌などの各メディアと連携を図りながら、市場拡大につながる販促活動を実施しており、市場も堅調に拡大しています。また、「豆乳飲料 白桃」等の新商品も売上に寄与し、前年同期の売上を上回りました。

デルモンテ飲料は、引き続き堅調な「みんなのトマト・野菜」や、当期発売しました新商品の「玄米でつくったライスマルク」が売上に寄与し、トマトジュースは前年同期の売上に及ばなかったものの、デルモンテ飲料全体としては前年同期の売上を上回りました。この結果部門全体としても、前年同期の売上を上回りました。

■ 酒類部門

本みりんは、「米麹こだわり仕込み本みりん」が引き続き順調に推移しました。また、「マンジョウ芳醇本みりん」をはじめとする家庭用主力商品も売上を伸ばし、本みりん全体として前年同期を上回りました。国産ワインは、「甲州酵母の泡」や「ソラ里斯」シリーズ等の日本ワインが順調に推移し、前年同期を上回りました。この結果、部門全体として前年同期の売上を上回りました。

以上の結果、国内 食料品製造・販売事業の売上高は1,300億9千3百万円（前年同期比104.4%）、営業利益は63億9千2百万円（前年同期比197.7%）と増収増益となりました。

(国内 その他事業)

当事業は、臨床診断薬・衛生検査薬・加工用酵素、ヒアルロン酸等の化成品等の製造・販売、不動産賃貸及び運送事業、グループ会社内への間接業務の提供等を行っております。

ヒアルロン酸等の化成品等が前年同期を上回り、運送事業も前年同期を上回り、部門全体として前年同期の売上を上回りました。

この結果、国内 その他事業の売上高は159億2千6百万円（前年同期比102.7%）、営業利益は13億2千5百万円（前年同期比151.4%）と、増収増益となりました。

海外における売上の概要は次の通りであります。

(海外 食料品製造・販売事業)

当事業は、しょうゆ部門、デルモンテ部門、海外における健康食品等のその他食料品部門からなり、海外において当該商品の製造・販売を手がけております。各部門の売上の概要は次の通りであります。

■ しょうゆ部門

北米市場においては、家庭用分野では、主力商品であるしょうゆに加え、しょうゆをベースとした調味料などの拡充に引き続き力を入れ、当社のブランド力を生かした事業展開を行ってまいりました。また、加工・業務用分野では顧客のニーズに合わせたきめ細かな対応を行い、両分野とも堅調に推移いたしました。この結果、前年同期の売上を上回りました。

欧州市場においては、ロシアにてルーブル安により市場価格が値上がりしたことが影響しましたが、その他の重点市場であるドイツ、オランダ、イタリアなどで順調に売上を伸ばし、前年同期の売上を上回りました。

アジア・オセアニア市場においては、タイなどで売上を伸ばし、また、中国の販売会社や台湾の製造会社の実績も加わり、全体としては前年同期の売上を大きく上回りました。

この結果、部門全体では為替換算の影響もあり前年同期の売上を大きく上回りました。

■ デルモンテ部門

当部門は、アジア・オセアニア地域で、フルーツ缶詰、コーン製品、トマトケチャップ等を製造・販売しております。

フィリピン産フルーツ缶詰の供給不足が、主要市場である香港、中国、韓国の売上に影響したものの、部門全体では為替換算の影響により前年同期の売上を上回りました。

■ その他食料品部門

当部門は、主に北米地域において、健康食品を製造・販売しております。

一般店舗ルート、医師ルート向けの売上が好調に推移したことから、部門全体では前年同期の売上を上回りました。

以上の結果、海外 食料品製造・販売事業の売上高は637億8百万円（前年同期比117.6%）、営業利益は124億5千4百万円（前年同期比118.3%）と、増収増益となりました。

(海外 食料品卸売事業)

当事業は、国内外において、東洋食品等を仕入れ、販売しております。

北米ではアジア系マーケットにとどまらず、ローカルマーケットへのさらなる浸透を進め、売上を伸ばしました。また、欧州、オセアニアでは引き続き市場が拡大しており、各地域で売上は順調に推移いたしました。この結果、前年同期の売上を上回りました。

この結果、海外 食料品卸売事業の売上高は1,198億7千6百万円（前年同期比118.3%）、営業利益は61億3千4百万円（前年同期比130.1%）と、増収増益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、当社定款第13条の定めに基づき、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を実施する者及び実施しようとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）として、下記③の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつきまして、以下の通り株主の皆様のご承認をいただいております。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、17世紀以来積み上げてきた伝統と、時代を洞察する革新性を経営風土とし、会社創立以来95年余りに亘って、独自のビジネスモデルの構築及び企業価値の向上に努めてまいりました。当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の食文化の中心的役割を果たしてきたようゆを国内及び海外に展開することを核とするものであり、各国固有の食文化や地域特性への理解及び高い品質と安全性を確保するための各種技術・ノウハウ等を継承し、発展させることで獲得してきたものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が行われ、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。当社取締役会は、そのための合理的な仕組みとして、後述する大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）が必要であると考えており、かかる大規模買付ルールについては、平成25年6月25日開催の第102回定時株主総会においてご承認をいただいております。

②基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループでは、2020年（平成32年）を目標にした将来ビジョン「グローバルビジョン2020」を策定し、ようゆを中心としたグローバルな事業展開を発展させるとともに、食を通じて人々の健康的な生活を支援し、さらに、社会の公器としての責任を果たすことによって、地球社会にとって存在意義のある企業になることをめざしております。また、「グローバルビジョン2020」の実現に向けて、中期経営計画（平成27年度から平成29年度）を定めております。

③不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

1) 本方針導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下において記載する大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記「④ 4）独立性の高い社外者の判断の重視」の通り設置される組織をいいます。）の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当て（下記「3）大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の実施（以下、「対抗措置」といいます。））を決議することができるものとします。

2) 大規模買付ルールの内容

(a) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付け等の内容の検討に必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面を当社の定める書式により提出していただきます。

(b) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めたときは、速やかにその旨を公表いたします。

特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」（合理的に必要な範囲（但し、原則として30日間を上限とします。）で延長することができまます。）として、検討、評価及び意見形成を行うものといたします。

特別委員会は、特別委員会評価期間を延長する場合には、延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、情報開示を行います（なお合理的に必要な範囲（但し、原則として30日間を上限とします。）において更なる期間の延長を行う場合も同様とします。）。但し、特別委員会は、買収を断念させることを目的として評価期間の延長を繰り返すなど、大規模買付ルール設定の主旨を逸脱するような運用は行わないこととします。

大規模買付行為は、特別委員会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置に関する決定を行った後に開始されるべきものとします。

3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

本方針に基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるときには、特別委員会は、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における対抗措置発動の勧告は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと明らかに認定されるときに限って行われるものであり、当該大規模買付行為が以下のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはないものとします。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付けを行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付けを行っていると判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付けを行っていると判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っていると判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (vii) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランド価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- (viii) 大規模買付者がいわゆる反社会的勢力と認められるなど、公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

④当該取り組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと（本方針の合理性）

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、さらに、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された買収防衛策の在り方にも沿っております。

2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間等を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

3) 会社法上の適法性を具備し、株主の合理的意思に依拠したものであること

本方針の定める対抗措置は、新株予約権無償割当てに関する事項について、株主総会の決議又は株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができる旨の当社定款第13条の規定に基づいており、会社法上の適法な根拠を有しております。また、本方針は、平成25年6月25日開催の第102回定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得ております。なお、本方針の有効期間は同株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、有効期間満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、対抗措置発動等の運用に際して、特別委員会を設置しました。

特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任されるものとしております。

現在、当社は、当社の社外取締役3名を特別委員会の委員として選任しております。いずれの委員も、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ています。

5) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6) 当社取締役の任期

当社は、取締役の任期を1年としております。従いまして、当社は、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じても、本方針に関する株主の皆様の意思を確認する手続きを経ることとなっております。

7) 廃止が困難な買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされています。従いまして、本方針は、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策（いわゆるデッドハンド型）ではありません。また、本方針は取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策（いわゆるスローハンド型）でもありません。

なお、本方針の全文はインターネット上の当社のウェブサイト

(http://www.kikkoman.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/20130426_3.pdf)に掲載しております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、26億7千4百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） (平成27年12月31日)	提出日現在発行数（株） (平成28年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	210,383,202	210,383,202	㈱東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
計	210,383,202	210,383,202	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成27年10月1日～ 平成27年12月31日	—	210,383,202	—	11,599	—	21,192

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 15,861,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
完全議決権株式（その他）	普通株式 192,172,000	192,172	同上
単元未満株式	普通株式 2,350,202	—	同上
発行済株式総数	210,383,202	—	—
総株主の議決権	—	192,172	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株（議決権の数3個）含まれております。

②【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
キッコーマン株式会社	千葉県野田市野田250番地	14,683,000	—	14,683,000	6.98
相互保有株式 理研ビタミン株式会社	東京都千代田区三崎町2丁目9番18号	958,000	—	958,000	0.46
相互保有株式 ヒゲタ醤油株式会社	東京都中央区日本橋小網町2番3号	210,000	—	210,000	0.10
相互保有株式 野田開発興業株式会社	千葉県野田市柳沢24番地6号	10,000	—	10,000	0.00
計	—	15,861,000	—	15,861,000	7.54

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は17,970,000株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	34,565	27,661
受取手形及び売掛金	50,219	※1 61,659
有価証券	273	436
商品及び製品	31,442	31,897
仕掛品	12,479	11,876
原材料及び貯蔵品	5,088	5,025
繰延税金資産	4,178	4,180
その他	12,001	10,417
貸倒引当金	△500	△520
流动資産合計	149,749	152,635
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	43,772	42,418
機械装置及び運搬具（純額）	34,078	33,263
土地	21,093	22,598
リース資産（純額）	170	102
建設仮勘定	2,061	4,310
その他（純額）	3,518	3,635
有形固定資産合計	104,695	106,328
無形固定資産		
のれん	17,139	12,048
その他	5,265	5,611
無形固定資産合計	22,404	17,659
投資その他の資産		
投資有価証券	86,483	92,242
長期貸付金	770	795
退職給付に係る資産	8,863	9,286
繰延税金資産	726	700
その他	5,831	6,477
貸倒引当金	△759	△770
投資その他の資産合計	101,916	108,731
固定資産合計	229,016	232,719
資産合計	378,766	385,355

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,766	20,144
短期借入金	7,473	11,246
リース債務	70	62
未払金	16,481	16,536
未払法人税等	1,078	3,394
賞与引当金	2,238	700
役員賞与引当金	90	77
その他	5,380	7,466
流動負債合計	53,579	59,628
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	11,300	9,413
リース債務	82	74
繰延税金負債	12,365	14,019
役員退職慰労引当金	847	791
環境対策引当金	480	473
退職給付に係る負債	4,530	4,140
その他	7,150	6,816
固定負債合計	86,755	85,730
負債合計	140,335	145,359
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,599	11,599
資本剰余金	21,405	13,909
利益剰余金	190,440	205,145
自己株式	△20,680	△29,350
株主資本合計	202,765	201,303
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	19,103	22,633
繰延ヘッジ損益	14	△2
為替換算調整勘定	13,903	13,032
退職給付に係る調整累計額	721	1,034
その他の包括利益累計額合計	33,743	36,697
非支配株主持分	1,922	1,994
純資産合計	238,431	239,995
負債純資産合計	378,766	385,355

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	278,095	310,643
売上原価	167,624	187,252
売上総利益	110,471	123,390
販売費及び一般管理費	90,069	96,291
営業利益	20,401	27,099
営業外収益		
受取利息	87	87
受取配当金	732	710
持分法による投資利益	789	878
受取賃貸料	475	505
その他	6,585	1,008
営業外収益合計	8,671	3,189
営業外費用		
支払利息	862	803
その他	8,359	3,809
営業外費用合計	9,221	4,613
経常利益	19,851	25,676
特別利益		
有形固定資産売却益	38	15
投資有価証券売却益	155	—
特別利益合計	194	15
特別損失		
固定資産除却損	294	176
投資有価証券評価損	—	28
ゴルフ会員権評価損	15	1
退職特別加算金	95	13
特別損失合計	405	219
税金等調整前四半期純利益	19,640	25,472
法人税等	6,126	8,191
四半期純利益	13,513	17,280
非支配株主に帰属する四半期純利益	117	205
親会社株主に帰属する四半期純利益	13,396	17,074

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
四半期純利益	13,513	17,280
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,388	3,446
繰延ヘッジ損益	35	△31
為替換算調整勘定	15,969	△447
退職給付に係る調整額	322	368
持分法適用会社に対する持分相当額	851	△397
その他の包括利益合計	21,567	2,939
四半期包括利益	35,081	20,219
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	34,919	20,028
非支配株主に係る四半期包括利益	161	190

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第2四半期連結会計期間より、新たに株式を取得したNUTRIGOLD SW LIMITEDを連結の範囲に含めております。また、第1四半期連結会計期間より、JFC BRASIL IMPORTADORA E COMERCIO DE PRODUTOS ALIMENTICIOS LTDA. を重要性の観点により、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少數株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)、連結会計基準第44-5項(3)及び事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の第1四半期連結会計期間の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

この結果、第1四半期連結会計期間の期首において、のれん5,145百万円及び資本剰余金7,472百万円が減少するとともに、利益剰余金が2,327百万円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ291百万円増加しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び一部の国内連結子会社は、従来有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

これは当社及び国内連結子会社においては、生産体制の再編による設備投資が一巡し今後の投資が安定的に推移することが見込まれること、主力製品である醤油の生産量が近年の取り組みにより安定化し、今後の設備稼働も安定的に推移すると予想されること、また上記設備投資と需要予測が、当連結会計年度よりスタートすることとなった新中期経営計画の前提でもあり、これを契機として固定資産の減価償却方法について見直した結果、定額法を採用することがより相応しいと考え、これを変更することとなったものであります。

この結果、従来の方法によった場合にくらべ、当第3四半期連結累計期間の減価償却費は820百万円減少し、営業利益は662百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ672百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
受取手形	—	6百万円

2. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する保証（実行額）

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
JFC NEW ZEALAND LIMITED	9百万円	一千万円
㈱イチマル水産	308	270
ヤグチ物流㈱	102	118
JFC (S) PTE. LTD.	48	7
昆山統万微生物科技有限公司	(注)1 480	(注)2 482
計	949	879

(注) 1. 内240百万円については、他社より再保証を受けております。

2. 内241百万円については、他社より再保証を受けております。

3. 社債の債務履行引受契約にかかる偶発債務

次の社債については、銀行との間に締結した社債の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同社債に係る譲渡債務と同契約による支払金額とを相殺消去しておりますが、社債権者に対する当社の社債償還義務は社債償還時まで存続します。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
第5回無担保普通社債	20,000百万円	20,000百万円
計	20,000	20,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
減価償却費	9,401百万円	8,879百万円
のれんの償却額	1,132	933

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,008	20	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。これを受け、東京証券取引所における市場買付の方法により平成26年8月29日までに普通株式4,581,000株、9,998百万円の取得を行いました。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,697	24	平成27年3月31日	平成27年6月25日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

- ①当社は、第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」等を適用しております。これに伴う影響は、「(会計方針の変更) (企業結合に関する会計基準等の適用)」に記載のとおりであります。
- ②当社は、平成27年11月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。これを受け、東京証券取引所における市場買付の方法により平成27年12月31日までに普通株式2,101,000株、8,542百万円の取得を行いました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年12月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内 食料品製 造・販売	国内 その他	海外 食料品製 造・販売	海外 食料品 卸売	計		
売上高							
外部顧客への売上高	123,724	5,790	47,497	101,082	278,095	—	278,095
セグメント間の内部 売上高又は振替高	916	9,717	6,699	237	17,570	(17,570)	—
計	124,641	15,507	54,196	101,320	295,666	(17,570)	278,095
セグメント利益	3,233	875	10,527	4,716	19,352	1,049	20,401

(注) 1. セグメント利益の調整額 1,049百万円は、主に全社費用配賦差額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内 食料品製 造・販売	国内 その他	海外 食料品製 造・販売	海外 食料品 卸売	計		
売上高							
外部顧客への売上高	129,128	5,926	55,973	119,614	310,643	—	310,643
セグメント間の内部 売上高又は振替高	964	10,000	7,734	261	18,961	(18,961)	—
計	130,093	15,926	63,708	119,876	329,605	(18,961)	310,643
セグメント利益	6,392	1,325	12,454	6,134	26,307	792	27,099

(注) 1. セグメント利益の調整額 792百万円は、主に全社費用配賦差額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「(会計方針の変更) (企業結合に関する会計基準等の適用)」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「企業結合に関する会計基準」等を適用し、企業結合会計基準第58－2項(3)、連結会計基準第44－5項(3)及び事業分離等会計基準第57－4項(3)に定める経過的な取扱いに従っております。

当該事象によるのれんの減少額は、当第3四半期連結累計期間において、「国内 食料品製造・販売」で5,145百万円であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「(会計方針の変更) (企業結合に関する会計基準等の適用)」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「企業結合に関する会計基準」等を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)、連結会計基準第44-5項(3)及び事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の第1四半期連結会計期間の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間のセグメント利益が、「国内 食料品製造・販売」で291百万円増加しております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) (有形固定資産の減価償却方法の変更)」に記載のとおり、当社及び一部の国内連結子会社は、従来有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間のセグメント利益が、それぞれ「国内 食料品製造・販売」で564百万円、「国内 その他」で31百万円、「調整額」で65百万円増加しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	67円97銭	87円58銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期 純利益金額 (百万円)	13,396	17,074
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益金額 (百万円)	13,396	17,074
普通株式の期中平均株式数 (千株)	197,101	194,953
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	67円96銭	—
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期 純利益金額調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	20	—

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月10日

キッコーマン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 綱本 重之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狩野 茂行 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキッコーマン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キッコーマン株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を適用している。
2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び一部の国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法は、従来、主として定率法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。